

割引適用
20%

BIPROGY 団体 ケガ・病気・ゴルファー・ 所得補償保険のおすすめ

団体総合生活補償保険（MS&AD 型・個賠型） 所得補償保険

ケガや病気に備える基本プランに加え、日常生活における賠償等の損害に備えるオプションをお選びいただけます。

「パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDF ファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- PDF ファイルによるご提供を希望されない場合、あるいは PDF ファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

オススメ
オプション

X1 がん診断&
疾病入退院一時金

X3 本人介護

ケガ・病気・
ゴルファーは
退職後も、本制度に
継続加入できます！

簡単！便利！
インターネットで
簡単手続き！！

ご家族
みんなで
加入できます！



申込締切日 2025年4月28日(月)

加入方法

DNP ヒューマンサービスホームページの BIPROGY グループ専用ページにログインのうえ、お手続きをお願いします。※イントラネットからも専用ページにログインできます。
URL : <https://www.dnp-human.co.jp/hoken/biprogy/insurance4/>
(注) T タイプにご加入希望の場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

保険期間

2025年6月15日午後4時～2026年6月15日午後4時(1年間)

保険料払込

2025年8月より毎月給与天引き

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

BIPROGY グループ社員の皆さまへ

「団体保険制度」とは・・・

会社の福利厚生の一環として運営されている「BIPROGY グループ社員の皆さま」のための保険制度です。社員の皆さまが安心して働くための自助努力をお手伝いするよう、さまざまなプランをご用意しております。是非ともこの機会にご家族皆さままでのご加入をご検討ください。



「団体保険制度」5つの加入メリット

1 ナリツス
保険料はBIPROGYグループのスケールメリットによる割引が適用されています！
保険料は**20%**割引
※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

2 ナリツス
保険料の払込は給与天引き！



3 ナリツス
1年更新だから見直しが気軽にできます。

4 ナリツス
インターネットでお手続きが完結できます。
※募集期間外は代理店・扱者までご連絡ください。



5 ナリツス
退職後も継続加入が可能です。



保険契約者はBIPROGY株式会社 被保険者は社員ご本人とそのご家族も！



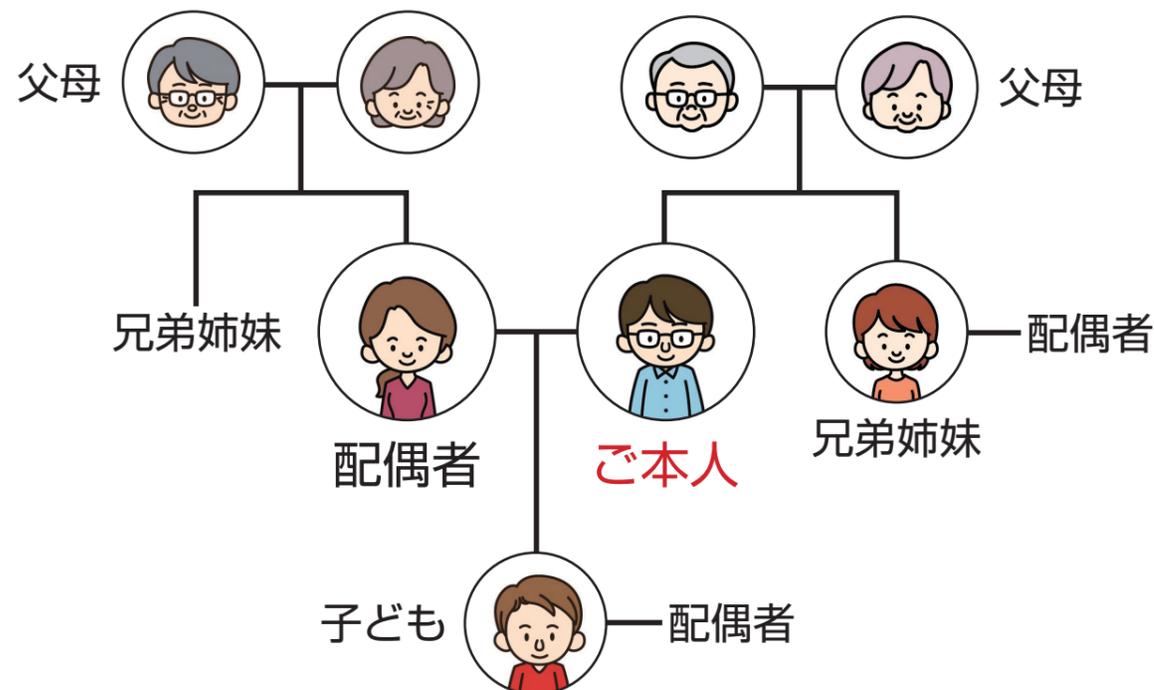
社員ご本人を基点として、以下の方が被保険者になれます。

- ①社員ご本人
- ②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹

※所得補償保険で被保険者本人となれる方の範囲はBIPROGY株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員です。ただし、Tタイプについては条件により配偶者の方もご加入可能なケースがございます。詳細は別冊重要事項のご説明 契約概要のご説明（所得補償保険）をご確認ください。

ご加入いただける被保険者本人の範囲例（イメージ）

別居の方でもOK!



★上記に加え、ご本人と同居している親族^(注)も被保険者本人になれます。
(注)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※セットによっては上記内容と異なる場合がございます。詳細はパンフレット別冊をご確認ください。

ケガ・病気の保険 基本プラン (団体総合生活補償保険(MS&AD 型))

天災危険補償付 ケガ・病気補償コース【国内外補償】<ご家族個々の保険>

入院 (ケガ・病気とも支払限度日数 180 日)、通院 (ケガ・病気とも支払限度日数 90 日)、手術・特定感染症危険補償、葬祭費用、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償するコースです。	A (入院 5,000 円)	B (入院 10,000 円)
傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害死亡の場合は全額、傷害後遺障害が生じた場合は後遺障害の程度に応じて4%~100%	ケガのみ 500 万円
傷害入院保険金日額 疾病入院保険金日額	ケガ：傷害入院保険金日額 × ケガ入院の日数 病気：疾病入院保険金日額 × 病気入院の日数	ケガのみ 500 万円 ケガ 5,000 円 病気 10,000 円
傷害通院保険金日額 疾病通院保険金日額	ケガ：傷害通院保険金日額 × ケガ通院の日数 病気：疾病通院保険金日額 × 病気通院の日数	ケガのみ 5,000 円 ケガ 5,000 円 病気 5,000 円
葬祭費用 保険金額	親族が葬祭費用を負担された場合、葬祭費用保険金額を限度に実費をお支払い	ケガのみ 200 万円 ケガ 200 万円 病気 200 万円
月払保険料 (天災危険補償付)	下記保険料表参照	

- ケガをして手術を受けた場合は、傷害手術保険金 (入院中の手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 病気により手術を受けた場合は、疾病手術保険金 (入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 病気により放射線治療を受けた場合は、疾病放射線治療保険金 (疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。
- ケガ補償には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。この特約は特定感染症を発病し後遺障害が発生した場合、入院、通院された場合に保険金をお支払いします。なお、特定感染症は病気補償でも補償対象です。詳細はパンフレット別冊「保険金のお支払いについて」をご覧ください。
- 疾病通院保険金は、入院終了後の通院に限りです。
- 葬祭費用は天災危険補償対象外です。

月払保険料 天災危険補償付		2025年6月15日時点の満年齢でご確認ください。						
コース名	A	B	コース名	A	B	コース名	A	B
1~4才	3,200円	4,060円	25~29才	2,990円	3,790円	50~54才	4,530円	5,950円
5~9才	2,870円	3,620円	30~34才	3,160円	4,100円	55~59才	5,480円	7,350円
10~14才	2,670円	3,220円	35~39才	3,260円	4,220円	60~64才	7,130円	9,730円
15~19才	2,710円	3,270円	40~44才	3,410円	4,380円	65~69才	9,930円	13,850円
20~24才	2,820円	3,490円	45~49才	3,850円	4,990円			

お支払いする場合の例 天災危険補償付ケガ・病気補償コース

ケガの場合

サッカーの試合で右足靭帯を損傷。入院し手術を受け、退院後も通院した。



病気の場合

胃潰瘍で入院し手術を受け、その後も通院した。



天災によるケガの場合

地震の揺れで建物から落ちてきた物やガラスにあたり、ケガを負い、入院および通院をして治療を受けた。



天災危険補償付 ケガのみ補償コース【国内外補償】<ご家族個々の保険>

入院 (ケガ支払限度日数 180 日)、通院 (ケガ支払限度日数 90 日)、手術・特定感染症危険補償、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償するコースです。	C (入院 5,000 円)	D (入院 2,500 円)
傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガ 500 万円	ケガ 90 万円
傷害入院保険金日額	ケガ 5,000 円	ケガ 2,500 円
傷害通院保険金日額	ケガ 5,000 円	ケガ 2,300 円
葬祭費用保険金額	—	—
月払保険料 (天災危険補償付)	2,450 円	960 円

- ケガをして手術を受けた場合は、傷害手術保険金 (入院中の手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は、特定感染症を発病し後遺障害が発生した場合、入院、通院された場合に保険金をお支払いします。

お支払いする場合の例 天災危険補償付ケガのみ補償コース

ケガの場合

サッカーの試合で右足靭帯等を損傷。10日間入院し入院中に手術を受け、退院後10日間通院した。



天災によるケガの場合

地震の揺れで建物から落ちてきた物やガラスにあたり、ケガを負い、入院および通院をして治療を受けた。



Cコースにご加入で上記ケガの場合

- 傷害入院保険金 5,000円 × 10日 = **50,000**円
- 傷害手術保険金 5,000円 × 10倍 = **50,000**円
- 傷害通院保険金 5,000円 × 10日 = **50,000**円

合計 **150,000**円

特定感染症危険補償について

全コース (A、B、C、D) に共通して特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。

後遺障害、入院、通院についてのみ補償します

特定感染症を発病し保険金の支払要件を満たしたときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします！

この他、生活オプションや先進医療に備えたオプションもあります！

この他、生活オプションや先進医療に備えたオプションもあります！

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

病気・介護のオプション

【ご注意】 X1、X2、X3にご加入される場合、健康に関する告知が必要となります。

X1 病気オプション補償 〈ご家族個々の保険〉

基本プランA、Bのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

がん診断保険金額	 医師によってがんに罹患したことが診断され、治療を開始した場合 100万円をお支払いします。	100 万円
疾病入院時一時金額 (免責期間4日)	 疾病入院が5日以上継続した場合 10万円をお支払いします。	10 万円
疾病退院時一時金額	 疾病入院が14日以上継続し退院、または病氣入院が365日を超えた場合 10万円をお支払いします。	10 万円

月払保険料 2025年6月15日時点の満年齢でご確認ください。					
1～4才	280 円	25～29才	370 円	50～54才	1,470 円
5～9才	230 円	30～34才	550 円	55～59才	2,200 円
10～14才	160 円	35～39才	700 円	60～64才	3,960 円
15～19才	160 円	40～44才	890 円	65～69才	5,410 円
20～24才	210 円	45～49才	1,180 円		

X2 先進医療オプション補償 〈ご家族個々の保険〉

基本プランA、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

先進医療費用保険金額	 ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用(技術料等)を実費で補償します。	保険期間を通じて 1,000 万円
月払保険料	60 円	

2025年6月15日時点の年齢が満1才から満69才までの方がご加入いただけます。

X3 本人介護オプション補償 〈ご家族個々の保険〉

基本プランA、Bのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

介護一時金額 (注) (フランチャイズ期間180日)	 要介護状態と診断され、その日を含め180日を超えて継続した場合 50万円をお支払いします。	50 万円
月払保険料	2025年6月15日時点の満年齢でご確認ください。	
1～49才	10 円	
50～54才	20 円	
55～59才	30 円	
60～64才	70 円	
65～69才	170 円	

(注)介護一時金は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

X4 親介護オプション補償 〈ご両親の保険〉

基本プランA、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

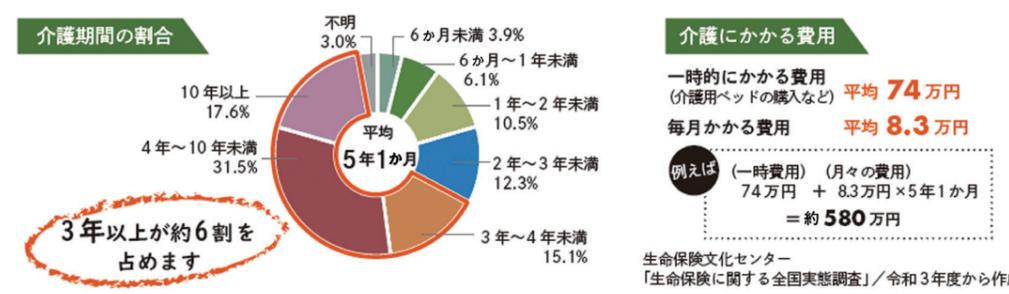
親介護一時金額	 親御さまの要介護状態が180日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を保険金としてお支払いします。	1口あたり 100 万円
----------------	---	---------------------

(注)介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
A、B、C、Dコースに加入いただいている被保険者ご本人さまのご両親および配偶者のご両親が要介護状態となり、フランチャイズ期間を超えて継続した場合に、一時金をお支払いいたします。

●フランチャイズ期間:180日
●限度口数:3口

月払保険料 2025年6月15日時点の満年齢でご確認ください。			
20～49才	10 円	70～74才	740 円
50～54才	30 円	75～79才	1,590 円
55～59才	70 円	80～84才	4,030 円
60～64才	150 円	85～89才	8,450 円
65～69才	340 円		

※本オプションの特約被保険者(補償を受けられる方)は、最大2名となりますのでご注意ください。
※X4にご加入の被保険者またはその配偶者の親のうち、始期日時点における年齢が満20才から満89才までの方が本オプションの特約被保険者としてご加入いただけます。
※上記記載の保険料は、特約被保険者の年齢別の1名・1口あたりの保険料となります。
※2名ご加入される場合、異なる口数設定はできませんのでご注意ください。



親介護補償のおすすめ

- POINT 1** 親御さまの要介護状態※が180日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額を保険金としてお支払いします。**
※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
●公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
●上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合
- POINT 2** 親御さまは、**この特約(オプション)のみにご加入いただくことが可能です。**
●親御さまの基本プランA、B、C、Dへのご加入、同居の有無は問いません。
●基本プランA、B、C、Dにご加入いただく被保険者の親御さまを補償の対象とすることができます。
- POINT 3** 親御さまは、**満89才まで・最大2名まで(姻族を含みます。)**ご加入いただけます。
●健康状況に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(親御さまの健康状況によりご加入できない場合があります。基本プランA、B、C、Dの被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。)

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

生活オプション

Y1 Y2 Y3 生活オプション補償

基本プランA、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

オプション名	Y1(日賠・受託賠) 〈ご家族の保険(注1)〉		Y2(弁護士) 〈ご家族の保険(注1)〉		Y3(携行品) 〈ご家族個々の保険〉
補償種類	日常生活 賠償	受託物 賠償	弁護士 費用等	法律相談 費用	携行品(注2) 損害
保険金額	1事故につき 3 億円	保険期間を通じて 30 万円 1事故につき 免責金額 5,000円	1事故・1被保険者につき 300 万円	1事故・1被保険者につき 10 万円	保険期間を通じて 20 万円 1事故につき 免責金額 3,000円
月払 保険料	160 円		240 円		100 円

(注1)ご家族のうちお1人をご加入になれば加入された方を被保険者本人とし、被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族および本人またはその配偶者と別居の未婚の子も補償の対象者になります。なお、日常生活賠償・受託物賠償については、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を補償の対象者として、ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、(注2)携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨等は1回の事故につき5万円が限度となります。

(注2)携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨等は1回の事故につき5万円が限度となります。

<ご注意>
●生活オプション補償等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

●Y2(弁護士費用特約)については、日本国内における偶然な事故が対象となります。国外での事故はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。Y1(日常生活賠償・受託物賠償)については右記をご覧ください。

お支払いする場合の例

日常生活賠償オプション



自転車で買い物途中に、歩行者と接触事故。自分もケガをして2日間通院したが、相手に複雑骨折をさせてしまった。(A・Y1に加入の場合)

・傷害通院保険金	5,000円×2日 = 10,000円	被保険者ご本人にお支払い
・日常生活賠償保険金		相手にお支払い
治療費	820,000円	
休業損害	1,600,000円 + 慰謝料 425,000円 (引受保険会社により適正と認められた場合)	
合計	2,855,000円	

POINT
示談交渉サービス付!
(国内事故のみ対象)

ここがポイント!

日常生活賠償オプションに加入することで、他人にケガを負わせたり、他人の物を傷つけるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償されます。

Y1 日常生活賠償・受託物賠償のおすすめ

●ご本人またはそのご家族が国内外(一部国内に限る(注))で日常生活において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

日常生活での賠償責任って…?



自転車搭乗中に歩行者とぶつかり相手にケガをさせた(日常生活賠償)



友だちから借りたカメラを壊してしまった(受託物賠償)



線路に立ち入って電車の運行をとめた(注)(日常生活賠償)



子どもが友だちとぶつかりケガさせた(日常生活賠償)

(注)誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合については国内に限ります。

高額な賠償や弁護士費用等に備える

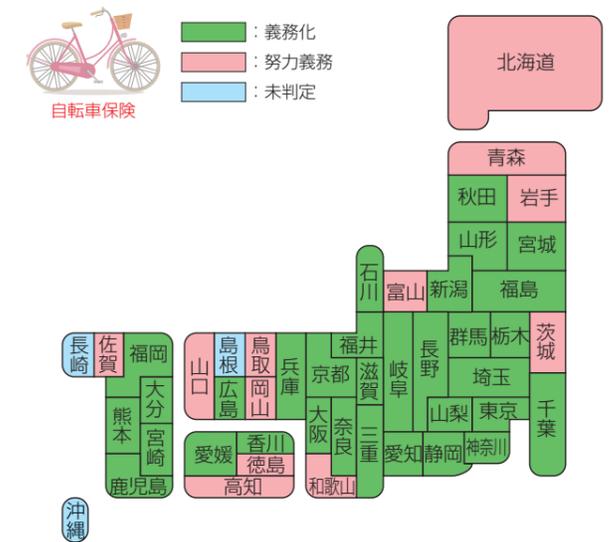
あなたのお住まいの地域は
自転車保険が義務化
されていませんか?

自転車での加害事故によって
高額賠償となった事例

判決認容額※ **9,521万円**

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典:一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか? 自転車の事故~安全な乗り方と事故の備え~」
2023年8月改訂



出典:国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」(令和6年4月1日現在)

日常生活賠償への加入で

示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお受けします。



自分が払えないと家族や会社に請求がいくことも…
示談が長引き、就業にも支障…周囲の方々にも多大な迷惑をかけることになります。

ゴルファープラン (団体総合生活補償保険 (個賠型))

VIP K L M ゴルファープランコース ゴルファープランは単独でご加入できます。

セット名	VIP	K	L	M
ゴルファー賠償責任保険金額	3億円	3億円	3億円	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	390万円	200万円	300万円	240万円
傷害入院保険金日額	6,000円	3,000円	4,500円	3,500円
傷害通院保険金日額	4,000円	2,000円	3,000円	2,500円
ゴルフ用品保険金額	55万円	40万円	30万円	25万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	50万円	35万円	—
月払保険料	1,310円	740円	580円	220円

※免責金額はありません。

- 傷害手術保険金対象外特約がセットされているため傷害手術保険金をお支払いしません。
- 前年度でご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ゴルファープランの概要

ゴルファー賠償責任補償

ゴルフのプレー中等に他人に損害を与えたとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に過って隣家のガラスを割った。 など



ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフ場でプレー中にくぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など



ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブが破損したとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。 など



ホールインワン・アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

国内のみ補償

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はパンフレット別冊「保険金のお支払いについて」をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
- 複数の保険（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

ケガ・病氣補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルファープラン

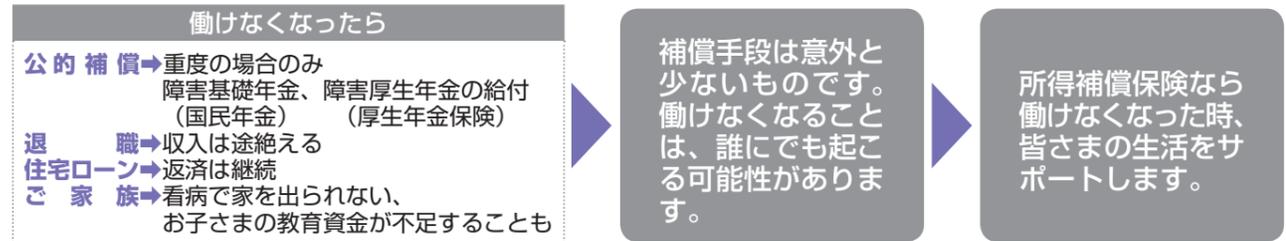
所得補償保険

所得補償保険

もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら・・・
休職後の収入ダウンは大きなリスクです。

収入がなくなった後も、日々の出費は止まりません。

各種ローンの返済 生活費 教育費 家賃・住宅ローン 医療費



所得補償保険とは

国内外を問わず、仕事中・仕事中以外に
病気またはケガで働けなくなり、免責期間を超えて継続したとき

保険金をお受け取りいただけます。

(注) 平均月間所得額を超えてお支払いはされませんのでご注意ください。

免責4日 <Sタイプ・Tタイプ>
(所得補償保険) てん補期間1年

所得補償保険の概要

<Sタイプ・Tタイプ>

- 入院でもOK
- 自宅療養中もOK^(注1)
- 病気・ケガの発生は24時間補償 (24H)
- ご加入にあたって医師の診査は不要
- 天災危険補償特約付^(注2)
- 生活サポートサービス利用可能
- 健康保険や労災保険などとは関係なく補償

被保険者の範囲

【Sタイプ】

- BIPROGY 株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の方でかつ保険始期日時点での年齢が満20才以上満64才以下の方
- 健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

【Tタイプ】

- BIPROGY 株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の配偶者で、かつ保険始期日時点での年齢が満18才以上満64才以下の方 (女性のみ)
- 家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている家事従事者の方 (所得税課税において、配偶者控除の適用を受けている方)

配偶者控除とは、配偶者に所得がないか、または配偶者の所得金額が48万円 (所得が給与所得のみの場合、年間で給与が103万円) 以下である場合に認められる所得控除をいいます。ただし、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除は受けられません。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。(2025年2月現在)

(注1) 自宅療養は、医師が必要であると認めたものに限りです。
(注2) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガにより就業不能となった場合も補償します。

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

S **天災危険補償特約（所得補償保険用）付**
 保険期間中に、ケガや病気により働くことができなくなった場合（就業不能となった場合）、**所得補償保険金**（[所得補償保険金額] × [就業不能期間の月数]）をお支払いします。

目安となる保険金額

所得補償保険金額（月額）が平均月間所得額の40%以内となるタイプにご加入ください。

年間給与所得額	約 400 万円	➔	目安となる 所得補償保険金額	約 13 万円以内
平均月間所得額	約 33 万円			

Sタイプの保険金額（月額）と月払保険料

※年令は 2025 年 6 月 15 日時点の満年令でご確認ください。

●免責期間 = 4 日 ●てん補期間 = 1 年

Sタイプ（所得補償保険）月払保険料									
タイプ名	9S	8S	7S	6S	5S	4S	3S	2S	1S
所得補償 保険金額	10 万円	15 万円	20 万円	25 万円	30 万円	35 万円	40 万円	45 万円	50 万円
年令(才)									
20 ~ 24	770 円	1,155 円	1,540 円	1,925 円	2,310 円	2,695 円	3,080 円	3,465 円	3,850 円
25 ~ 29	840 円	1,260 円	1,680 円	2,100 円	2,520 円	2,940 円	3,360 円	3,780 円	4,200 円
30 ~ 34	1,030 円	1,545 円	2,060 円	2,575 円	3,090 円	3,605 円	4,120 円	4,635 円	5,150 円
35 ~ 39	1,220 円	1,830 円	2,440 円	3,050 円	3,660 円	4,270 円	4,880 円	5,490 円	6,100 円
40 ~ 44	1,520 円	2,280 円	3,040 円	3,800 円	4,560 円	5,320 円	6,080 円	6,840 円	7,600 円
45 ~ 49	1,770 円	2,655 円	3,540 円	4,425 円	5,310 円	6,195 円	7,080 円	7,965 円	8,850 円
50 ~ 54	2,060 円	3,090 円	4,120 円	5,150 円	6,180 円	7,210 円	8,240 円	9,270 円	10,300 円
55 ~ 59	2,160 円	3,240 円	4,320 円	5,400 円	6,480 円	7,560 円	8,640 円	9,720 円	10,800 円
60 ~ 64	2,270 円	3,405 円	4,540 円	5,675 円	6,810 円	7,945 円	9,080 円	10,215 円	11,350 円

※Sタイプの保険料は男女共通です。
 ※上記は職種別1級（一般事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ※保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の40%以内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 ※上記保険料は団体割引20%適用後の保険料です。前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 ※Sタイプ（所得補償保険）の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただけるのは、現在お働きになっている方で、
 1. BIPROGY 株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の方でかつ保険始期日時点での年令が満20才以上満64才以下の方
 2. 健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

【Sタイプ】 保険金をお支払いする場合の例

《女性（42才）5Sタイプにご加入の場合》

所得補償保険金額（月額）：300,000 円 免責期間：4日間

9月3日に交通事故で重傷を負い入院、その後医師の治療を受けながら自宅療養し、12月25日まで（3か月23日間）、仕事を休んだ場合。

◆就業不能期間：9/3～12/25=3か月と23日間
 ◆免責期間：9/3～9/6=4日間
 ◆お支払対象期間：9/7～12/25=3か月と19日間
 ◆お支払保険金： $30万円 \times 3か月 + 30万円 \times 19/30日$
 = 1,090,000 円



免責期間を超えて就業不能である期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

Tタイプについては、ネットでのお手続きはできません。加入手続きは代理店・扱者へご連絡ください。

家事従事者特約付所得補償保険

T **妊娠に伴う身体障害補償特約、天災危険補償特約（所得補償保険用）付**
 家事従事者の方の「家事」を仕事と評価し、病気やケガによる「入院」により家事労働に従事できなくなった場合、所得補償保険金をお支払いします。妊娠に伴う身体障害^(※)による入院も補償されます。
 (※) 妊娠に伴う身体障害とは 公的医療保険で「療養の給付」等の対象となる妊娠中毒症、異常分娩など。

Tタイプの保険金額（月額）と月払保険料

※ 2025 年 6 月 15 日時点の満年令でご確認ください。

■加入限度口数 17 口

●免責期間 = 4 日 ●てん補期間 = 1 年

Tタイプ（所得補償保険）月払保険料（加入限度口数：17口）				
加入口数	所得補償保険金額			
	1口	5口	10口	15口
所得補償保険金額	10,000 円	50,000 円	100,000 円	150,000 円
年令(才)				
18 ~ 19	34 円	170 円	340 円	510 円
20 ~ 24	50 円	250 円	500 円	750 円
25 ~ 29	54 円	270 円	540 円	810 円
30 ~ 34	67 円	335 円	670 円	1,005 円
35 ~ 39	79 円	395 円	790 円	1,185 円
40 ~ 44	98 円	490 円	980 円	1,470 円
45 ~ 49	114 円	570 円	1,140 円	1,710 円
50 ~ 54	133 円	665 円	1,330 円	1,995 円
55 ~ 59	140 円	700 円	1,400 円	2,100 円
60 ~ 64	147 円	735 円	1,470 円	2,205 円

※上記保険料は団体割引20%適用後の保険料です。前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 ※上記は職種別1級（家事従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ※Tタイプ（家事従事者特約付所得補償保険）の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただけるのは、現在健康な家事従事者の方で、保険始期日時点で満18才以上満64才以下の女性の方に限ります。詳細は、別冊「重要事項のご説明」をご参照ください。
 ※ご加入いただける保険金額の上限は170,000円です。170,000円（17口）をご希望の場合はお問い合わせください。

【Tタイプ】 保険金をお支払いする場合の例

《家事従事者（40才）Tタイプ：10口にご加入の場合》

所得補償保険金額（月額）：100,000 円 免責期間：4日間

Aさん（家事従事者）が、ある日洗濯物を取り込んでいる最中あやまって転倒してケガをしてしまい、10/1から10/19まで（19日間）入院した場合。

◆就業不能期間：10/1～10/19=19日間
 ◆免責期間：10/1～10/4=4日間
 ◆お支払対象期間：10/5～10/19=15日間
 ◆お支払保険金： $10万円 \times 15/30日$
 = 50,000 円



免責期間を超えて就業不能である期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

ケガをしたとき

旅行中・海外でのケガ 家庭内でのケガ



スポーツ中のケガ、レクリエーション中のケガ



乗物(自動車・自転車・電車・航空機・船舶等)に乗っているときのケガ



病気をしたとき

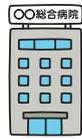
疾病入院



疾病手術



入院終了後の通院



葬祭費用



生活 オプション

日常生活賠償

示談交渉サービス付(国内のみ)

自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガをさせた。



弁護士費用等



携行品損害

旅行中にビデオカメラを落とし破損した。



受託物賠償

借り物のカメラを過ぎて落とし、しまい破損させた。(国内で預かったもののみ)



病気 オプション

がん診断

医師により胃がんと判断され治療を開始した。



本人介護 親介護



先進医療 オプション

先進医療費用

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた。



現在ご加入されている方は約 **2,450** 名です!
 (2025 年 2 月時点)

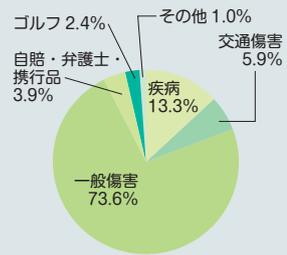
保険金お支払い件数
年間約 212 件

2024 年 1 月 1 日
 ~2024 年 12 月 31 日実績

お支払い保険金
約 2,180 万円

2024 年 1 月 1 日
 ~2024 年 12 月 31 日実績

お支払い保険金件数の割合



お問い合わせは

【代理店・扱者】株式会社 DNP ヒューマンサービス
 保険サービス本部 BIPROGY グループ
 〒135-0061 東京都江東区豊洲 1-1-1
 TEL: 03-4579-1025 内線: 840-31025
 受付時間: 9:00~17:30

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社
 総合営業第二部第三課
 TEL: 03-3259-6653
 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

万一、事故が起こった場合は

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
 「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
 24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
 事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
 「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

こちらからアクセスできます。

